

令和7年度第2回 静岡県建設業審議会会議録

日時：令和8年2月13日（火）

午前10時00分～正午

場所：静岡県庁別館9階特別第二会議室

○司会 皆様、本日は、お忙しい中を御出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、本日の進行を担当いたします、建設業課課長代理の鈴木と申します。よろしくお願いたします。

ただいまから、令和7年度第2回静岡県建設業審議会を開催いたします。

交通基盤部長の高梨が所用により遅れますことから、開会に当たり、交通基盤部長代理の大石より御挨拶を申し上げます。

（部長代理挨拶）

○大石部長代理 皆様、おはようございます。交通基盤部部長代理の大石でございます。

本来でしたら、部長の高梨が御挨拶申し上げるところですが、所用のため、後ほど参る予定となっておりますので、私のほうから一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様には、年度末が近づいておる、この大変お忙しい中に、令和7年度第2回静岡県建設業審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

建設産業は、県民生活を支える社会資本整備の担い手であるとともに、災害発生時には復旧・復興を担う地域の守りとして大変重要な産業です。この建設産業が地域とともに役割を果たしていけるよう、令和6年6月に建設業法などの第三次担い手3法が交付、昨年12月には全面施行されたところでございます。

今回の法施行では、適正な労務費等の確保と行き渡り、長時間労働の抑制などが盛り込まれており、県におきましても、実効性のある施策を展開していきたいと考えておるところでございます。

本日の審議会で、第1回審議会でご議論いただきました静岡県建設産業ビジョンについて、改めて御議論いただく予定となっております、委員の皆様には闊達な御議論をしていただけるよう、お願いを申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いたします。

○司会 続きまして、事務局から御報告を申し上げます。

当審議会は15名の方々に委員をお願いしておりますが、本日は12名の委員に御出席をいただいております、委員の2分の1以上の方が出席されておりますので、静岡県建設業審議会条例第6条第

2項の規定によりまして、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

それでは、本年4月に委員の改選がありましたが、今回、初めて審議会に御出席いただき、株式会社アイケア代表取締役、宇田川委員から、お名前と一言自己紹介をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○**宇田川委員** 皆さん、はじめまして。今、御紹介いただきました、株式会社アイケアの宇田川と申します。よろしく申し上げます。

簡単に、私のほうの事業といたしましては、静岡県内で、ほぼ100%に近い介護保険サービスのお仕事をさせてもらう会社となっています。本社が西部の浜松が本社になりまして、事業的には西部エリアが多い形となっておりますけど、一番東として沼津にデイサービスと訪問介護をやっております。

今言ったように、訪問介護はおうちに行くサービスとなっております、あと、デイサービスであったり、認知症のグループホームを、建物を大家さんとともに建てて、一緒にやっているものとなります。

建設業で、全然、本当に未知な業界なので、お役に立てるかどうかというところですけど、介護業界も人手不足であったり、高齢者の部分に関しては、かなりお仕事する人たちも高齢になっていて、70代のヘルパーさんもいらっしゃる、その中で、新しい人たちをどう呼び込むかみたいなところが、お互い同じような課題を持っているのかなと思っておりますので、本当にお役に立てるところがあるのか分からないんですけど、できる限り尽力いたしますので、よろしく願いいたします。

○**司会** 続きまして、本日の資料の御確認をお願いいたします。

最初に、資料1、静岡県建設業審議会説明資料、A4縦のスライド2枚プリントされているものになります。A4、1枚、横のパブリックコメント実施結果、A4のカラーの横の資料3、静岡県建設産業ビジョン（案）までの資料がございます。このほか、次第、座席表、静岡県建設業審議会出席者名簿を配付しております。

なお、事前に委員の皆様へ送付させていただいた資料につきましては、改めて、お手元のほうに御用意をいたしております。

資料は以上ですが、不足等がございますでしょうか。

ただいまから議事に入ります。

ここからの進行は田中会長にお願いさせていただきます。よろしく願いいたします。

○**田中会長** 皆さん、おはようございます。会長を務めさせていただきます田中と申します。お忙

しいところをお集まりいただき、どうもありがとうございました。

まず、今日は、建設産業ビジョン（案）につきまして審議していただきまして、今日が最終ぐらいになりますよね、たしかね。と伺って、審議したいと思います。

審議に入る前に、今年度、非常に業界も東北地方、非常に雪で大変なことになってまして。東北地方、僕も静岡に来る前、青森県にいたものですから、降雪のときの雪の処理とか片づけの問題、これ、ほとんど建設業がやってますけども、大変なことは知ってます。この雪も、夏、暑い、暑いって思ったら、こんな大雪になるわけです。例えば小中高校までも、大学でも教えてない、大学卒業しても知らないんじゃないかな。これだけ明るくて、これだけ暖かくて、これは皆さん御存じの太陽の光と熱です。

現在、太陽の表面では水素からヘリウムを作る核融合です。太陽までの距離は、光は1秒間に30万キロで、ほぼ8分かかります。その距離に太陽があります。あれが、いわゆる核融合のエネルギーです。その距離で、地球の大気圏外表面に垂直の1平方メートル当たり1.37キロワットの放射線が来ております。いわゆるエネルギーが来てます。それは太陽定数といいます。これは、小中高で教えてなくてね、定数というパイだとか3.14。円なんかはひもをつけて、ぐるんと回せば円が出来るわけで。面積を求めるときにはパイ知らない、なかなか大変ですけど。

僕は、どうして教科書にこれを書いてないんだろう、太陽定数。さっき言った1.37キロワットです。なぜ定数かという、何十年間の地球へのエネルギー量は量られてますけど、誤差が何と0.1%です。すなわちコンスタントです。夏が暑い暑いというのは、そのエネルギーがコンスタントに来ているわけですから、いつか寒くなるわけです。だから、地震が起きるよりも正確に気象の予測はできます。

太陽も、皆さん、今日の建設業に関わらないけど、我々が生きていくためには太陽がないと駄目で、50億年後に太陽が燃え尽きると言われてます。今は水素からヘリウムを作ってるけど、だんだん重金属へ核融合が始まって燃え尽きちゃいます、太陽。その前に、約10億年ぐらいで地球上の水が全部蒸発します。10億年という大変かもしれません。だって、恐竜が絶滅するのも6,500万年前ですから、いわゆる人類ができて200万年とか400万年といわれてますから、10億年といたらほど遠いけど、いずれ我々の子孫や何もかも、そういう目に遭うわけです。

だけど、何か知らないけど、やたらにミサイル撃ち合ったり、無駄な殺人を繰り返してるのが、それが人類です。賢くないです。僕から言わせてみると、賢くない。まだ、ゴキブリとか、あっちのほうが賢いです。蚊とか。ゴキブリ、そうやって話していると朝までになっちゃうので言いませんけども、すごく賢いです。だから、あれだけ長く生きられる。

なぜ賢いかというのは、理由があります。植物もそうです。ほかの人間以外の生物は賢いです。人間は賢いと思って、AI、AIだといったって、いわゆる機械学習してないと成り立たないものですから、驚くに値しない。僕からすると値しないレベルで、まだ人類の脳のほうがすごい機能です。感情も分かるし、いろいろなことで。だけど、何か知らない理論に振り回されて世の中が動いてるみたいで、1人の者が言ったことで動いたりして、ゴキブリ以下みたいなレベルに。そんなことを言ったら怒られるけど。

あんまりそう言っていると会議が成り立ちませんので、それはまた別の機会があれば、いろいろお話しして、どうあるべきかを詰めていきたいと思っております。

さて、それでは静岡県建設産業ビジョン（案）で、これもまた今後に向けての話ですので、非常に活発な意見いただいて、いいものを作っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、議題になります。議題（1）の静岡県建設産業ビジョン（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から御説明いたします。資料1、建設業審議会説明資料、A4縦長のほうを御覧ください。

説明に当たりましては、各スライド、中央下部に記載のスライド番号により説明をさせていただきます。また、開催に当たり、資料を事前送付させていただいておりますが、送付後に何点か字句等を修正しておりますので、御承知おきをください。

スライド2、本日、御意見をいただく内容の一覧です。

1つ目は、前回、第1回の審議会において、委員の皆様から御意見をいただいた、建設産業ビジョン2019の進捗評価の推移について。2つ目は、前回も御審議いただいております、静岡県建設産業ビジョン（案）についてでございます。

スライド3、現行の静岡県建設産業ビジョンで設定している指標の推移について、御説明いたします。

こちらは、前回の第1回審議会において、委員の方から、複数年度の数値における評価をすべきという御意見をいただいたことを受けたものとなります。一覧表につきましては、スライド3のとおりとなりますが、個々の内容につきましては指標ごとに御説明いたします。

スライド4、国の賃金構造基本統計調査に基づく年間実労働時間の推移となります。

グラフ一番右、令和9年1,900時間が現行ビジョンでの目標値となっております。一方で、実績ですけど、年ごとにばらつきはございますが、いずれの年も2,100時間を超えていることから、令和6年時点では目標未達という状況です。こちらにつきましては、引き続き、休日確保、時間

外労働の削減など、働き方改革に取り組んでいかなければならないと考えております。

スライド5、社会保険加入率についてでございます。

建設業許可業者の社会保険等につきましては、令和2年10月から加入が建設業許可の要件となり、5年の許可更新期限が一巡した令和7年10月以降は、適用除外となる者を除いて、全て社会保険に加入していることとなります。そのため、令和9年の100%という目標は既に達成をされております。

スライド6、県発注工事における週休2日工事入札の実施状況についてでございます。

令和9年の目標は、災害復旧事業等を除いた県発注工事の100%ですが、平成30年6月の働き方改革関連法の成立により、令和6年4月1日から、罰則付きの時間外労働の上限規制が施行されることとなったことを受けまして、令和2年度からは、災害復旧事業等を除いて、原則として全て週休2日工事で発注を行っております。現行ビジョン策定時とは状況が大きく変化いたしました。目標は達成されております。

スライド7、建設業生産労働者年間賃金総支給額でございます。

国の賃金構造基本統計調査に基づく静岡県の数値となっており、令和9年の目標値は、全産業平均以上としております。オレンジ色の棒グラフ、全産業で見ますと、平成29年の476万8,000円から令和6年の499万1,000円と、22万円ほどの上昇となっておりますが、青色の棒グラフ、静岡県の数値ですが、建設産業の状況は令和5年は561万4,000円、令和6年は546万3,000円と、2年連続で全産業平均を大きく上回っている状況になっております。

スライド8、建設業従業者数についてです。

こちらは、国の統計調査である経済センサスの数値によるものですが、5年に一度の調査となっておりますので、令和3年の数値、10万2,000人が最新のものとなっております。令和3年時点では、令和9年の目標値9万6,000人を上回っております。

スライド9、県発注工事における若手技術者入札の実施件数についてでございます。

令和9年の目標値100件以上実施ですが、令和6年では62件と目標値を下回っております。一方で、県では新たな入札制度として、入札時に技術者の同種工事の施工経験を求めない、提出書類を削減した簡易タイプという入札を令和7年度から導入をしております。若手だけではなく、他産業から入職された方など、これまで経験が少ない技術者の配置が可能となり、併せて、書類削減により働き方改革にも寄与することから、今後は若手技術者育成型入札に加えて、簡易タイプ入札の普及を目指してまいります。

スライド10、静岡県内高校卒業者の建設業への就業者数についてでございます。

青色の棒グラフ、令和6年の300人の就業者数に対し、目標値は500人であり、オレンジ色の棒グラフで分かりますよう、就職者全体数が減少してきている中、目標の達成は非常に厳しい状況になっております。一方、灰色の折れ線グラフ、全産業に占める割合を見ますと、平成29年度から令和元年度は5%前半であったものが、令和6年度は5.8%と若干落ちてはおりますが、令和2年から令和5年は6%以上を維持しているということで、一定の成果が見られるのではないかなと考えております。

スライド11、売上高経常利益率について。

目標は、各年度、東日本平均値以上としております。青い棒グラフが本県、右側のピンクが東日本平均ですが、平成29年度を除いて全ての年度で目標以上となっております。

スライド12、県発注工事における工事着手日選択型工事の実施件数についてでございます。

令和9年の目標値は100件ですが、対象範囲の拡大、対象金額の見直しなどを行ってきたことで、着手日選択型工事の活用が促進され、令和2年度以降、目標値を大きく上回っております。

スライド13、県発注工事の平準化率についてでございます。

青が件数ベース、オレンジが金額ベースとなります。平成29年度以降、基本的には上昇傾向にあるものの、令和9年の目標値1.0には大きく届いていない状況となっております。建設産業の担い手を確保していくためには、施工時期の平準化は欠かせないものと考えておりますが、役所の単年度予算制度等により、年度当初に発注し、施工することが難しい等の課題もあります。県としましては、債務負担行為の活用などにより、平準化を推進してまいりたいと考えております。

スライド14、県内市町の平準化の状況です。

工事施工時期の平準化は、発注者単位はもちろんですが、地域全体の平準化により、建設産業の働き方改革、これに寄与することができるものと考えておりますが、市町における平準化は、県の数値と比較すると、差は小さくなってきておりますが、まだまだ下回っております。これは、市町発注の工事規模が相対的に小さく、債務負担行為などにより年度をまたぐ工事が少ないため、どうしても年度末に工期が集中してしまっていることが要因と考えております。そのため、国とも連携しながら、県内各市町に対し、平準化の必要性について、継続して周知してまいりたいというふうに考えております。

スライド15、県発注工事における、地域を守る事業者維持・育成入札の実施件数です。

こちらは、過疎地域や振興山村地域など、建設業者が少ない地域で、県が発注する入札において、入札に参加できる想定業者数をほかの地域より少なく設定することができるようにして、地元の建設業者の皆様に受注してもらうことで、地域の建設産業を維持していこうというものでご

ございます。令和9年の目標100件に対しまして、令和6年度で66件と目標には届いておりませんが、令和7年度から入札契約制度の見直しにより、県内全域を対象に、入札に参加できる想定業者数の見直しを行っており、地域の工事は地域の業者が受注できるよう改善を行っております。

スライド16、県発注工事受注企業におけるICTを導入した建設企業数です。

こちらは、当初の想定を大きく超え、令和元年度に目標の100社を上回り、令和6年度には、目標の2.7倍の270社となっております。

現行ビジョンにおける進捗評価の推移についての説明は以上となります。

引き続き、ここからは新たな建設産業ビジョンについての説明となります。

スライド17、前回、12月23日開催の第1回審議会において、委員の皆様からいただいた意見への対応状況について御説明をいたします。

1点目は、本ビジョンの対象についてでございます。お手元のA4横長の資料3、静岡県建設産業ビジョン（案）も併せて御覧いただければと思います。

資料3は左下にページ番号を記載してありますが、1ページを御覧ください。

一番下の米印、「本ビジョンには民間工事は含まないということであれば、その旨を記載したほうがよいのでは」という御意見をいただいております。

こちらにつきましては、記載内容を修正しまして、ビジョンの対象である建設産業は、インフラ施設の建設、維持管理など、公共工事の担い手の総称としますが、ビジョンを実現していくためには、民間工事も含め、プランを推進していくことが重要といたしました。

併せて、もともとの記載場所、右上に記載してたんですが、こちらについては、ページ下部に変更をいたしております。

2点目は、スライド18、重点目標Ⅳ「経営の安定化推進における施策パッケージ」、中央に施策パッケージが書いてありますが、新分野事業への展開による地域力と企業力の向上について、「建設産業は、営利企業なので、新分野進出が必要ならやるし、必要なければやらないのでは」、そういう御意見。それから、「行政が策定するビジョンとしては記載しなくてもよいのではないか」という御意見をいただきました。

これにつきましては、施策パッケージⅣ-2「観光、交流、まちづくりなど新規事業の開拓」と、スライド18の左上、共創による取組の方向性がございますが、このⅣ-2を削除いたしました。

一方で、右上の目指す姿にありますように、行政は、公共工事の発注者として、将来にわたり地域の建設産業を維持していかなければならない。それから、地域建設企業の経営力強化をパッ

クアップしていく必要があることから、施策パッケージにつきましては、「経営の多角化や既存事業の効率化の推進による企業力向上」と変更させていただきました。

また、方向性Ⅳ－１、「地域建設企業の成長促進」の施策パッケージに変更をいたしております。

スライド、３点目の御意見の指標についてでございます。

「現行ビジョンと同様のほうが評価の議論が行いやすい」「行政コストの問題もあるため、現行の指標を取捨選択してはどうか」という御意見を踏まえまして、技術者数、技能者数は全体の指標、重点目標ごとの成果指標として、現行ビジョンの指標の一部、年間実労働時間、年間賃金、平準化率、売上高経常利益率を新しいビジョンにおきましても、引き続き、指標として設定することといたしました。

スライド20、パブリックコメント意見への対応状況について御説明をさせていただきます。

1月14日から2月4日までの21日間、県民意見提出手続、パブリックコメントを実施いたしました。主な意見と県の対応につきましては、資料2、このスライドも同じですけど、こちらのおりとなりますが、4件御意見をいただいております。

まず、一番上の御意見ですが、「建設業の持つ意義や担う役割、気候変動や少子高齢化による人口減少などの社会課題に対して、今後果たすべき役割などについて、産学官が連携した取組を示せるとよい」という御意見でございます。

県の対応としましては、今回の建設産業ビジョンは、より多くの皆様の目に触れやすいよう、シンプルな構成とさせていただいております。一方で、御意見のように、建設産業はなくてはならない産業であり、その魅力、社会的役割の重要性などについては、静岡どぼくらぶの取組などで引き続き周知していくとともに、後ほど説明いたしますが、本ビジョン後書きに記載の共創の場を活用して、より効果的に連携していきたいと考えております。

2点目の「新卒者の確保対策を記載すべき」との御意見に対しましては、就職や進学に当たっては、親の意見が非常に大きく影響していると県では捉えており、施策パッケージとして、就職前の子を持つ親世代への建設産業理解促進を設定しております、それらにおいて取り組んでいきたいと考えております。

3点目は、当初案の表現が、他のページ記載の取組と重複した内容であることが読み取りにくかったということから、表記の修正を行うことといたします。

4点目の「指標に自己資本比率や1人当たり売上高を追加してはどうか」という御意見ですが、指標につきましては、前回の審議会で御意見をいただき、現行ビジョンで示した指標のうち、目

標に達していない等の指標について、今後も引き続き推移を見ていくべき代表的なものについて、重点目標ごとに1指標設定することとさせていただいております。御意見の自己資本比率等については、指標としての設定はしないものの、推移等については、重要であることから、今後も見守っていきたいということで考えております。

パブリックコメントに関する説明については以上でございます。

○事務局 続きまして、説明者が替わりまして、スライドの21から説明をさせていただきます。ここからは、新たな静岡県建設産業ビジョンの案の中身の説明になります。

12月に開催した第1回審議会におきましては、重点目標や方向性、施策パッケージなどの骨子的な部分について御審議をいただいておりますことから、本日は、各施策パッケージにおける具体的な取組等について説明させていただきたいと思っております。

スライド23、はじめにといたしまして、まず、この建設産業ビジョンの定義として、建設産業を取り巻く環境変化により生じる課題に対応し、建設産業の将来像、目指す姿（ビジョン）を描くとともに、ビジョンを実現するための行動計画（プラン）を示すものとしております。

また、資料では、その下、ビジョン策定の経緯で、平成23年11月から始まり、平成31年3月に改定をし、今回、新たなビジョンとして策定しようとしている流れを記載してございます。

そこから、スライド24から30までにつきましては、改定の背景や課題など、第1回審議会にて御審議いただいた骨子案の内容に資料等を追加したものとなりますので、説明は省略させていただきます。

スライド31、本ビジョンの計画期間になります。

建設産業は、地域を守る重要な社会的役割を担っており、地域とともに持続していく必要があることから、本県のインフラ整備の羅針盤となるインフラビジョンと課題を共有し、施策に一体性を持たせるために、これまで異なる計画期間であった両ビジョンについて、今回から計画期間を統一することとしております。

また、建設職人静岡県計画につきましては、建設産業ビジョンと課題等が重なることから、施策の一体性を確保するため、建設産業ビジョンに統合することとしております。全体としては、ビジョンは10年間のビジョンで、それを実現するための行動計画としては、まず4年間のプランを策定するという内容となっております。

スライド32、産学官による共創ビジョンについてとなります。

全体像として、重点目標を、担い手を確保するため、働き方改革、人材の活用・育成、生産性向上の実現、経営の安定化推進の4つ設定し、併せて、10年後の建設産業の目指す姿を掲げてお

ります。

各重点目標における取組の方向性につきましては、スライド33から36に記載しておりますが、骨子案の内容になりますので、説明は省略いたします。

スライド37からが、概ね10年間のビジョン達成に向けた4年間のプランになります。スライド37の記載は、こちらも骨子案と同様になっております。

スライド38からは、左上に記載の重点目標と右上に記載の方向性ごとに、施策パッケージと具体的な取組について説明してまいります。

最初に、重点目標「担い手確保 働き方改革」における、方向性「適正な賃金、安全衛生経費の行き渡り」についてです。

施策パッケージ1「適正な労務費や安全衛生経費の確保と全従事者への適正な賃金の行き渡りの徹底」におきましては、下請業者の適切な施工を確保するため、必要不可欠な経費を確保するために標準見積書の普及推進。建設技能者の適正な賃金が行き渡り、過度な労働時間を防止するため、発注者が労務費の行き渡り状況等を確認できる制度の導入。下請企業への適正な賃金支払いが認められた企業への入札におけるインセンティブ付与の検討。技能者の能力や経験を適切に評価するため、建設キャリアアップシステムの登録推進などに取り組んでまいります。

スライド39、方向性「労働環境の改善によるワーク・ライフ・バランスの実現」です。

施策パッケージ1「柔軟な働き方の実現や休暇取得促進の環境整備」におきましては、猛暑日や工事の繁閑の波に対応し、年間を通じた総労働時間短縮のため、変形労働時間制を活用。働きたい人が働きやすいよう、時短、フレックス等、柔軟な勤務形態を導入するための環境整備などに取り組んでまいります。

施策パッケージ2「施工時期の平準化、余裕工期の確保による時間外労働の削減」におきましては、先ほど、現行ビジョンの指標において、平準化率が目標に達していないことを説明いたしました。平準化推進のため、債務負担行為を積極的に活用し、工事着手日選択型工事の適用を進め、原則、全ての工事を工事着手日選択型工事で発注可能となるよう取り組んでまいります。

スライド40、方向性「多重下請構造からの脱却」です。

施策パッケージ1「技能者の自社雇用推進」におきましては、下請の次数等を制限した制度の導入。積極的に技能者を自社雇用する建設企業に対し、入札参加資格等でインセンティブ付与などに取り組んでまいります。

スライド41、方向性「労働災害ゼロの実現」です。

施策パッケージ1「建設現場の安全衛生対策の徹底」におきましては、夏季におけるサマータ

イムの導入など、熱中症対策を推進。安全教育の実施、安全管理意識の啓発、合同パトロールの実施などに取り組んでまいります。

施策パッケージ2「安全を最優先するための環境整備」におきましては、安全衛生教育を適切に実施。解体・改修工事における石綿暴露防止対策等を図るため、研修会や講習会への参加推進。一人親方の労災保険特別加入制度への加入を促進するための周知などに取り組んでまいります。

スライド42、重点目標2「担い手確保 人材の活用・育成」、方向性「誰もが活躍できる産業へのバージョンアップ」です。

施策パッケージ1「年齢、性別、国籍等に応じた適材適所の人材活用」におきましては、性別を問わず誰もが働きやすい建設業界とするため、女性の定着促進に向けた建設産業行動計画等に基づき、現場の労働環境の整備や、仕事と家庭の両立のための制度の活用促進をはじめとする、働き続けられるための環境整備などの取組の推進。保護観察所に協力雇用主として登録し、社会の中で更正を目指す人材の活用。高齢者や外国人にも安心・安全に働けるよう、注意表示の見える化の普及推進などに取り組んでまいります。

スライド43、方向性「充実したプログラムや体制による技術や技能の向上」です。

施策パッケージ1「学びのフィールドの提供と活用」におきましては、若手技術者が、より大きな工事などの経験を積むことができるよう、担当技術者に若手技術者を配置することを要件とする入札制度の創設。企業や業種を超えて新規入職者の交流の場として、若手交流会の継続的な開催などに取り組んでまいります。

施策パッケージ2「連続した複数工種の技術を有するマルチクラフター（多能工）の育成と自社雇用の推進」におきましては、自社施工を評価する入札制度を創設し、技能者の自社雇用の推進。複数業種、工種の資格を有する技術者、技能者の評価制度の創設。マルチクラフターを前提とした制度面の整備、利点等の広報などに取り組んでまいります。

スライド44、方向性「DOBO CLUBが土木LOVE（誇りと情熱）に高まる広報」です。

施策パッケージ1「建設産業の社会的役割の重要性、ものづくりの楽しさなどの魅力を発信」におきましては、デジタル工事銘板の普及促進により、現場の士気・モチベーション向上とともに、建設業の社会的役割を発信。地域の建設企業が出前講座等を開催し、自ら魅力を発信する取組の推進などに取り組んでまいります。

施策パッケージ2「就職前の子を持つ親世代への建設産業理解促進」におきましては、親子インフラツーリズムなどにより、親世代にも響くイメージアップ広報の展開。建設産業以外のイベントでの建設産業の魅力を体感などに取り組んでまいります。

施策パッケージ3「良好な景観を創造し、地域と人々の生活を豊かにする、まちづくりを担う建設産業の魅力発信」におきましては、インフラ整備における景観形成が地域の魅力向上に寄与していることや、その担い手である建設産業界が果たす役割の重要性等を周知。官民が連携し、良好な景観形成の担い手である建設産業の社会的価値を伝え、業界全体の魅力向上推進などに取り組んでまいります。

スライド45、重点目標3「生産性向上の実現」、方向性「新たな枠組みによるインフラ管理の最適化」です。

施策パッケージ1「発注者、地域、業種等、既存の枠組みを超えた新たな公共工事の枠組みの検討」におきましては、道路等、インフラの維持管理（パトロール）の効率化。デジタル化によるインフラ施設の効率的な維持管理手法の構築。

施策パッケージ2「インフラ包括管理マネジメントの推進」におきましては、県・市町連携によるインフラ広域連携による全県展開。河川、砂防、港湾等の他分野連携による全県展開などに取り組んでまいります。

スライド46、方向性「D X（Digital Transformation）の実現による業務効率化」です。

施策パッケージ1「新技術やオープンデータの活用環境整備」におきましては、建設現場のニーズと企業等が保有する先進技術のマッチングにより、現場への導入を推進するため、新技術交流イベントを継続して開催。3次元点群データにより「V I R T U A L S H I Z U O K A」を構築し、様々な分野で活用などに取り組んでまいります。

施策パッケージ2「D X活用による業務効率推進」におきましては、測量・設計から施工、維持管理に至る各生産プロセスにおいてI C Tを導入することにより、品質確保、生産性向上、コストの縮減。建設機械の自動化や遠隔化に向けた施工管理体制の構築などに取り組んでまいります。

スライド47、重点目標4「経営の安定化推進」、方向性「地域建設企業の成長促進」です。

施策パッケージ1「防災・減災、国土強靱化の切れ目ない推進」におきましては、国土強靱化予算に呼応し、適切な時期に適切な公共工事を発注。静岡県インフラビジョンで示すプランの推進。

施策パッケージ2「事業連携や企業合併等の促進による経営力強化」におきましては、建設企業間のつながり、連携を強化するため、地域維持型J Vなどを活用。事業協同組合などの活用を促進するための環境整備。

施策パッケージ3「地域建設企業の維持と県内建設企業の支店、営業所の活用による過疎地域

等の地域力向上」におきましては、地域の工事は地域の企業が受注できるような入札参加要件の設定。建設企業が著しく減少している地域において、県内建設企業の支店、営業所が入札参加できるよう、入札参加資格制度等の見直しの検討や県内建設企業の支店、営業所を評価する制度の創設などに取り組んでまいります。

スライド48、施策パッケージ4「経営の多角化や既存事業の効率化の推進による企業力向上」におきましては、静岡どぼくらぶを活用し、建設企業の多角化経営の好事例を発信。建設企業の事業の効率化を図るため、スライド45、46の生産性向上の実現で掲げるプランの推進に取り組んで参ります。

スライド49、方向性「社会貢献活動（CSR）の取組推進」です。

施策パッケージ1「脱炭素化、再生可能エネルギーの活用による環境負荷低減」におきましては、建設現場での脱炭素化の取組の推進と評価制度の創設。建設機械や建設資材等における脱炭素化推進。

施策パッケージ2「資源循環型社会に貢献する建設リサイクルの推進」におきましては、建設発生土の再利用推進。再生資材の利活用推進。

施策パッケージ3「グリーンインフラの活用機運の醸成」におきましては、グリーンインフラの認知度を高めるため、活用事例等を共有。新技術やDXの活用によるグリーンインフラの展開に取り組んでまいります。

ここまでの、重点目標、方向性ごとの施策パッケージと具体的な取組になります。

スライド50、あとがきを御覧ください。

本ビジョンの実現には、建設産業の未来を皆で考え、取り組み、共創により課題を解決していくことが重要であると考えております。共創とは、多様な立場の団体、企業などが課題を共有し、意見交換を行うなどにより課題を解決していく考え方であり、静岡どぼくらぶの様々な取組、関係団体との意見交換会などを共創の場といたしました。地域を守る建設産業が、地域とともに魅力ある産業として輝きを持続し続けるために、産学官の共創による課題対応により、ビジョンを実現していきたいと考えております。

スライド51、本ビジョンの策定に携わっていただいた有識者の皆様として、田中会長をはじめ、委員の皆様のお名前等を記載させていただきましたので、御承知おきください。

スライド52、参考資料として、ビジョン実現に向けた指標を記載しております。こちら、指標の設定に関しましては、先ほどの説明のとおりです。

スライド53、全体指標である県内技術者数、技能者数について、市町村別に可視化したものを

参考図として添付しております。

なお、第1回審議会において、地域とともに魅力ある建設産業として持続するための方策について、知事から会長宛に諮問をさせていただきましたが、本日の審議会においていただいた御意見等を踏まえた建設産業ビジョンについて答申をいただく形を考えております。

事務局からの説明は以上となります。御審議のほどをよろしくお願いたします。

○**田中会長** それでは、事務局からの説明につきまして、何か御意見、御質問ありましたら、お願いいたします。

○**市川委員** 今、御説明いただきました、資料の4ページ、5ページ、6ページにありまして、令和9年度の目標値があるんですけど、一番気になりましたのがページ7、ここの給与のところ、あれあれって思ったんですけど、一番最後で給与が下がってる、目標値で、令和6年に制定した目標値だということが一番最後の表現で分かったんです。後書きの最後、52ページで、参考として令和6年に立てたものだよと初めて分かったんです。

ただ、この表だけ見てみますと、ずっと上がってきたのが、令和9年が470万。これが目標なのかなと勘違いしてたところがありましたので、どこかに、一番最後のところに、令和6年に制定した数値だよと記入してあったほうがいいのではないかなと思ったことと。

今、商工会議所とかいろいろなところで、今年の4月から国で下請法の改正がありまして、名称も、我々、慣れてないので難しいですけど、下請のことを中小受託事業者と呼べと言われて、これは急に言われても、なかなか難しいよねということで、この間も商工会議所の総務委員会で言ったんですけど、そんな形があることをどこかに記入しておいたほうがいいのかな。このままにしたほうが分かりやすいんですけど、ここら辺も明記しておいたらどうなのかなと、皆さんの御意見を聞いたほうがいいのかなと思いました。

以上です。

○**田中会長** ただいまの市川委員から、大きく分けると2つありましたけど、何か御意見がありましたら、お願いいたします。

まず、委員の皆様から、ただいまの意見に対しまして、どうでしょう。事務局で答えられるものもありますが、特に1番なんかはそうですね。

○**事務局** 事務局からお答えします。

まず1つ目、目標値の令和6年の数字で、目標として設定しているのは、全産業の全労働者の平均以上で、この目標値自体は、現状では最新値として令和6年の499万1,200円になりますけど、来年以降、この数字を追いかけていく中では、その年の静岡県の値と全国平均を比べながら見て

いく形になりますので、来年は、令和7年の数字に対して静岡県はどうだ、静岡県の令和7年どうだったかを出していく形になります。

この統計自体は、賃金構造基本統計調査は、毎年6月の賃金の状況、その前1年間の賞与とかの状況を、7月に調査をかけて、それが翌年3月に発表される形で毎年の統計になっておりまして、非常にスピーディーに賃金の状況が分かる形になっておりますので、こちらは毎年追いかけていきたいと考えているところです。

2つ目、下請法の中で中小受託事業者と呼び方が変わってる。こちらのビジョンの中でも、下請という言葉が多数出てまいります。基本的に、建設業法、あるいは今回の法改正に基づく国からのガイドラインの中では、下請という言葉が使われておりますので、どうするかという部分に関しては、そこはちょっと事務局で検討をさせていただきたいと思っております。はっきりしてなくて申し訳ないです。

○田中会長 まず、最初の質問に対するのは、対応していくということでございます。

あと、委員の皆さんに諮りたいんですけど、下請という言葉を一般的に使ってはいるようですが、中小受託事業者、商工会議所でしたっけね。

○市川委員 いや、今度、4月1日から改正法で、国のほうで、そういうふうにしろということで、そこらのやつを皆さんで協議したほうがいいのかなということで意見を述べただけです。

○田中会長 事務局からのあれで、国のほうで、今年の4月から。

○市川委員 分かりにくいよなということで、我々も話をしたんですけど。

○田中会長 そうだよな、下請ね。下請をそういうふうに変えるのは、何か考えがあったらどうか。

○市川委員 いや、上下関係、上請、下請、そういうことで対等だよということ、それをはっきりしたいということで変えることをするんですけど。

○田中会長 それをはっきりしたいがために、あえて下請。下請というと、確かに下だもんね。よく僕らが使っていましたでしょう、1次、2次、3次。それ、建設業だけじゃなくて。

○市川委員 全てそうです。

○田中会長 全てそうですよ。

○市川委員 製造業から全てそういうことで。

○田中会長 電通なんかは37次下請までやってる。いろいろ調査、コロナの調査か、会計検査院から指摘されたんですけど、そのお金どうなったかはうやむやになってるんだけど、37次下請までいくんです、あの調査の概要。コンサル業です、調査業。建設業だから、多くても3次ぐらい

ですよ。孫ぐらいじゃないですか、孫請ぐらい。

○市川委員 だから、ほかに適切な言葉もないですから、やむを得ないんじゃないですか。適切ですよ、下請は。ほかの言葉では、なかなか文字が増えて、余計分からなくなっちゃって。

○田中会長 中小受託事業者、1次下請、2次下請。

○市川委員 そうです。

○田中会長 その下請といっても、卑下している言葉じゃないよね、あんまり。上下関係だと下だから下になっちゃうんだけど、それは元請があるから、最初に。元があれば、親がいれば子がいるようなもので。だから、国はどうしてそういう言葉だけいじるのかも、何かね。どういう議論したのか分からないけど。

どうだろう、事務局から。

○事務局 その下請という言葉の関係につきましては、いわゆる下請法、公正取引委員会とか、そちらの関係で、下請法の関係だと記憶はしているんですけど、逆に下請との取引関係という意味では、建設業法に定められている部分もございまして、建設業界はそちらで動いているところもあつたりします。その辺、いわゆる下請法と建設業法の絡み含めて、ちょっと事務局で確認をし、正しい言葉遣いでやりたいと思います。

○坪川委員 今のお話ですけど、坪川です。

下請法という法律と建設業法という法律は結構、似たような機能があつて、一般的には、下請法は、今、1月1日の施行の取適法という略称の法律に変わりましたが、建設業者以外の世界が、公取委が下請法を所管している。建設業法については、かなり似たようなルールを持つてんですけど、国交省が所管している、そういう意味分けです。

ただ、下請法を取適法に変えて、下請業者さんが中小受託事業者さん、舌をかみそうな言い方に変えた施策の趣旨としては、下という言葉にどうしても上下関係的なニュアンスが含まれて、現場の感覚としても、下請さんに仕事を投げて、やらせておく。そこに、どうしても無理とかかかったり、しわ寄せがいたりしやすいのを、言葉を先に変えることで現実を変えようと、いつもの国の考え方かも。それが有効なやり方かどうかは分かりませんし、議論のあるところでしょうけど、分かりやすさという意味では、今回のビジョンは一般向けに発表されるものなので、今までどおり下請という言葉を使うという判断もあり得るのかもしれませんが。取適法側がそれを許しているのかどうか、一度お調べいただいたほうがいいかも。

ただ、使われるにしても、どこか断り書きとして、下請業者という言葉が分かりやすいので、あえて従来どおりの言い方を使っていますというようなことは、この先10年ぐらい使うものなの

で、振り返って2025年、6年当時にこういう言葉遣いってしてたんだっけとなるといけませんので、そこは断りをどこかに入れておかれたほうがいいかなと思います。

ただ、この施策の中にもどこかで、下請多重構造の見直しみたいなものはあったと思いますし、例えば一人親方さんの問題とかも結構似たようなところがあるんですけど、私が相談を受ける中でも、元請事業者さんが1次下請、2次下請さんとの関係で、ちゃんと現場やってくださいねという中で、そこがちゃんとできていても、その先の一人親方さんとの関係が、いわゆる偽装請負的な、実質的には労働契約的な縛り方をどうもしているんだけど、形は請負だからというので無理がかかっちゃっているんで、労働安全衛生的にもあんまり理想的ではないというか、好ましくない状態が起こっていることは、現実としてはあるのかなという感じがします。

そこ、意識づけを変えることで、何とかなる面があるのかどうかは分からないですけど、問題としては、そういうものがあるだろうと理解をしています。

以上です。

○中澤委員 坪川先生がおっしゃった後であれですけど、下請という言葉云々ですけど、下請に対して元請という言葉があるよということですけど、今、御説明いただいた全般的な印象で、担い手って一言に丸めてますけど、ざっと見て、印象的に、技能者さんとか、いわゆる、ここに今、下請さんをイメージした記載になってますよね、どっちかという。これ全般的に。片や、産官学の共創という言葉をおっしゃっておられて、私、今、学なので、新卒の採用とかもちょっと関わったりするんですけど、新卒の採用に関しては、これをぱっと見て、特に訴えかけるようなものがないのかなというのがある。

ここでいう担い手が、例えば建設業は幅が広いので、いろんな中でも分けた職種が、技能者さんから現場管理される方とかいらっしゃるんですけど、それがちょっとごっちゃになって。だけど、結局、記載を見ると、技能者さんの確保にすごい特化している形になっているので、今の下請さんの話をされてたんですけど、ちょっと離れますけど、もう少しバランスよい書き方にならないのかなというのが、率直に思ったところです。

以上です。

○田中会長 ただいまの坪川委員からのこと、法的な専門的な話から、そういう意見がありました。また、今、中澤委員からは、どっちかという学から見た目での意見もありました。

いかがでしょう。下請とかそういう言葉の使い方ですけど、それはどうなんだろうね。下請と言っても、別に法律違反ではないですよ。法律が、そういうあれがどうなんでしょう。

○中澤委員 学生からすると、あんまりイメージはよくないですよ。

○石井委員 技能者さんと技術者さんとの区別がつかないということじゃないですか。

○中澤委員 そうですね。

○石井委員 技術者さんは、早く言えば、現場監督、現場仕事の管理する。技能者は職人さん。

○中澤委員 そうなんです。担い手の確保に丸められると、よく分からないですね。

○石井委員 この担い手の確保は、技能者です。

○中澤委員 そうなんです。分かって申し上げているんですけど、例えば私の大学に人材確保に来られる、いろんな方がいらっしゃるんですけど、担い手の確保という言葉をおっしゃっているんですが、いろいろ大学に対しても理解が不足しているような方もいらっしゃって、今、現場が困っているから人材が欲しいとか。いや、ここに求めてもしょうがないですよというのが結構あったりするんです。担い手でまとめられると、そもそも学んでいる学生が対象外やったりするので、特に、新卒がそっちに流れることとは全然違うので、こういった資料から少し分けて考えないと、人材の確保といっても、人材っていういろいろ対象はあるはずなので、現場の技能者さんだったり、現場管理するほうだったり、あるいはユーザー、コンサルさんなんかもちよっと違います。担い手の確保って、すごい広い範囲になってしまっているの。

　　だけど、資料を読んでいくと、どっちかというところ今の技能者さんの確保。それも、一番、今、切実なところだと思いますので、そこに特化するの間違いがないことなのかなとは思いますが。片や、新卒とかターゲットにするような記載とかがあったかどうか、今は記憶にないんですけど、そこは少し、担い手でまとめられると矛盾点があるかなと思ってしまっているということですね。

○石井委員 担い手の確保についての話がぼんと出てきたのは、職人さんがどんどん少なく、ある一定の政党が受け持ったときに、コンクリートから何とかで公共工事がぼんと少なくなった。そのときに、職人さんたちが仕事がなくなっちゃって、建設業から手を引いちゃったんです。そういうのが響いてきて、今、実際に職人さんがいなくて困っちゃうのが現状で。担い手確保が問題になってきて、いろいろ話が出てくるのかなと思う。

　　だから、一般の方は、技術屋さんと技能者さんとの区別がつかない方もいらっしゃるの、一般の人たちはね。だから、今、実際には技術者さんも少なくなってきた、お年を召してきて少なくなってきたこともあるの。

　　参考図の53で、市町別の技術者数が2万4,385人と出てるんですけど、土木の技術屋さんなのか、建築の技術屋さんとか、全部ひっくるめてやってるのか、そこら辺を質問したかったんですけども、どうですか。

○事務局 こちらは全ての業種になります。経営事項審査を受審している業者さんで、申請があった技術者数トータルで、全業種で掲載をしております。

○中澤委員 一応、理論があって、プランがあるわけです。その後、d oをしないといけない。アクションをしないといけないから、丸められると、実際に動けないですよねということなだけですけど。

○田中会長 いかがでしょう。確かに担い手というと、今、ここでは両方言ってるでしょう、技能者と技術者と。現場では、やっぱり技能者が欲しいとかあるし、大学では技術者を目指してますよね、育成を。

○中澤委員 もちろんそうです、技術者育成のためにやってるので。ただ、両方として現場が困っているとと言われると、技能者を求めてこられる業者さんもいるわけです。だから、これって、ひょっとしたら、担い手って丸められると、こうなるのかな。そういうのは、日々感じるころはあります。

その中の、もうちょっと分かりやすくないかなというところですか。適材適所という言葉もあったと思いますけど、求めるところが違えば人は絶対に流れないですというところがあって、もう少しピンポイントで活動しやすいようになっていくといいなというところが、率直な思いです。

○田中会長 どうでしょう。事務局としては、担い手の技能者と技術者、それを明確にして。そういうのは大変ですかね。建設業界としては両方が必要ですよ。

○事務局 はい。

○田中会長 両方が合っていないはず。

○事務局 事務局のビジョンをまとめていく中での考え方としましては、おっしゃるとおり、技術者、技能者両方必要だと、業界としては。両方必要という話の中で、それこそ技術者数、技能者数を指標として、追いかけていきたいと思いますという考え方でつくっています。

例えば、処遇改善の中でも、中澤先生に指摘されて、確かに労務費の行き渡りとか、そういう視点から見っていくと技能者に寄っているかなということは、今、説明を聞きながら思ってたんですけど。基本的には、いわゆる働き方改革、就業条件をしっかりとどめていきたいと思います。その上で、親御さんとか、そういったところにもアプローチをして、しっかりその魅力を伝えて、建設業界に若い力が入ってくるような流れをつくっていきましょうということ自体は、技能者、技術者区別なく考えているつもりです。

その上で、実際の施策パッケージの中で記載している個々の施策に関して言えば、これも技能

者に寄ってるものと技術者に寄ってる部分が確かに混在している。ただ、大枠のビジョンとして考えたときには、技術者も技能者も両方確保していきたいという流れでございますので、ビジョンとしては両方を扱っていく。その上で、このビジョンを実際共創の中で、実際、この施策を進めていくときに、業界団体とか学校の先生方とかお話ししていく中で、ターゲット等、施策のやり方をさらに細かい部分ではしっかり区別しながら、やっていくことが必要なのかなと考えております。

○田中会長 ということだそうでございます。

僕も、建設業界への魅力を発信して、人材を確保して、いい産業にしていきたいというのが趣旨でありますから、今、事務局からお話がありましたように、技能者、技術者を区別してそれぞれに入れるんじゃないなくて、建設業としての全体的に必要とされ、また、建設業が発展するようなパッケージでいっていいんじゃないかなと思うんだけど、いかがでしょう。

中澤委員、どうでしょう。

○中澤委員 いや、全然いいと思います。ただ、担い手というのは何なのかと。

○田中会長 そうだよ。担い手は、建設業としては技能者も必要だし、技術者も。船もそう、造船もそうだよ。要は、溶接工がいなきゃ、船なんかできないので。それが、今、減ってるから困っちゃってるんです、造船も。急に立ち直るように言っても。職人がいなくて。それも技能者ですよ、すごい技能者。

○坪川委員 今の話の関係で、先ほどの話の関係で短く申し上げたい。

今の話の関係で、全然、ピントが違うかもしれないですけど、最後の参考図でつけていただいている、技術者さん、技能者さんの数のグラフですけど、濃淡を逆にさせていただいたほうが、少ないところが色が濃くて、多いところが薄いので、ぱっと見たときの印象が、私が逆に受け止めちゃったもので、一度、お考えいただければなと思います。

それから、先ほどの下請という言葉の関係ですけど、今、簡単なことで調べたんですけど、現行の建設業法は、今も下請負人という言葉を使っています。ただ、1月1日施行された下請法を取適法にの改正のときに、建設業法でも言葉を合わせたほうがいいんじゃないかという御意見はどうも出ているようで、国土交通省も、そこは名称変更の是非を含めて、検討しますというスタンスのようですので、将来的には変わるかもしれませんが、今のところは、下請負人、元請負人という言葉が法令上というか、法律の中でも使われている状態ですので、そこは特に断りなく使って、今のところは大丈夫なんだと思います。

以上です。

○田中会長 専門的な、ありがとうございます。

そうだったら、一応、下請でもという言葉で。分かりやすいっちゃ分かりやすいかと思います。もっと法的に、きちんとこれは使えよということだったらあれだけど、今はそういう状態でしたら、今のような表記で結構だと思いますので。

確かに濃淡、これ変ですよ。僕もそう感じます。多くなるに従って、濃淡が濃くなってるのが普通でございます。どうでしょう。これはいいですよ。意図があって、こうしてるんじゃないんですよ。少ないほうがいいぞとやってるわけじゃないと思いますので、これは指摘どおりだと思います。

ほか、いかがでしょうか。

白鳥委員、どうぞ。

○白鳥委員 公認会計士の白鳥です。

質問の内容とは違うんですが、以前、日経新聞に「会計士から配管工へ年収3倍」という記事がぼんと出たことがあります。とても衝撃的でした。ただ、これからAIの時代になってくるにあたって、頭を使う仕事よりも実際に手先が器用にできるとか、本当に職人さんは重要な職業だな。そして、なくなる職業だなと思って、とても魅力があるなと思っているところなので、そういうのが発信していけるといいのかなと思いました。

私の質問ですけど、スライド4、年間実労働時間、ビジョン2019の進捗評価の推移、これは何か公表されてるものですか。事務局さん、もし公表されるなら、絶対分かりにくいなと思ったのが、4ページ目の令和3年と令和5年がぼんって上がってるじゃないですか、年間実労働時間が。中期目標を定めて、それに向かって減っているけど達成しないよなら、すごい説明ができるんですけど。ぼんって上がってきているところは、災害があったとか、そういったことなのかなって、今、思っているんですが。時期について正確な記憶がないものですから、そういった説明をちょっと付していただけるといいのかなと、質問させていただきました。

○田中会長 年間実労働時間なので、確かに令和3年と令和5年って、何かイベントがあったんですか。

○事務局 この統計自体が、労働時間も賃金も、同じ賃金構造基本統計調査の中で発表されているものでございまして、この労働時間の中には、おっしゃるとおり、時間外労働も実労働時間で加算されております。そういう意味で、増えてきているところには、何らかの要因があるはずだというのは、そこは考えるんですけど。恐らく災害だとは思われるんですけど、今、ここではっきりしたことというのは。

○白鳥委員 また、分かったら教えてください。コメントで加えていただければ。

○事務局 はい。

あと、このデータにつきましては、年間実労働時間とか指標値として採用してくると思うんですが、ビジョンの中でも参考指標として、参考として挙げておりますけど、こういったビジョンの進捗を評価していただく席には、棒グラフのような時系列の形で出しながら、皆さんに見ていただいて、評価していただきたいと考えておりますけど、一方で、広く公表していくことでは考えておりませんので。

○白鳥委員 分かりました。

○田中会長 建設業界の委員として、今、白鳥委員から質問あり、事務局から回答がありました。

令和3年、令和5年に労働時間が多かったのは、何か記憶がありますか。

○藤山委員 多分、災害じゃないですかね。災害が多かったです、この年は2つとも。

○田中会長 そういう実感はあるんだね。

○藤山委員 それで時間外が増えたんじゃないですかね。

○田中会長 時間外が。

○藤山委員 ええ。

○田中会長 何があって、時間外が増えた。

○藤山委員 要は、災害復旧のために調査やったり、工事に入るじゃないですか。そうすると、これは、土曜日、日曜日とか関係なしにやりますから。

○田中会長 なるほど。

○藤山委員 当然のことながら時間外労働が増えるので、年間の実労働時間にも反映されるということなんです。ですので、多分、令和3年も令和5年も、台風だったか何かの大雨が降って、中東部がひどくやられたときとか、西部地域がすごく被災を受けたときに、この時間外が増えてるということなんです。労働時間が増えてる。

○田中会長 令和5年はありましたもんね。

○藤山委員 今、調べたら、熱海の例の土石流が起こったのが令和3年。

○白鳥委員 令和3年なんですか。

○藤山委員 ですので、東部地区が相当やられたときです。

○田中会長 なるほど。あれは、確かに全県的に結構降ったと。

○藤山委員 そうです。

○田中会長 7月の初めあたり、7月3日のあたりですから。

○坪川委員 令和4年は台風第15号が、たしか。

○田中会長 そうか。令和5年はそうです。15号かな、大変な災害でした。

○藤山委員 だから、これ記載するときには、ここへ注意書きで、大規模災害によって労働時間が増えてるんですよとどっかに記載しておいていただくと、分かりやすいんじゃないかなと思います。

○田中会長 事務局、そういうことだそうです。

○事務局 僕のほうでも見落としていたんですが、今のスライドの中で、資料3の4ページ、スライドだと26を見ていただくと、気候変動、取り巻く環境変化という中で、最近の大きな災害として、3年7月の梅雨前線の豪雨と、令和5年6月の台風2号が記載されているのかな、その辺、災害の多い年という認識でございます。

○田中会長 どうぞ。

○坪川委員 私もこのグラフを見たとき、最初思ったのが、2024年に労基法の建設業界の適用が強まったのがありまして、多分、その前後の時期で、かなり労働時間管理とか残業代の支給とかを厳密にやるようになったんだと思います。これは、ただ、ほかの業種がもともとやっていたことを、ほかの業種並みにしていった面がありますので、今、働き方改革の、ある種、反動というか、やり過ぎたことによる、建設業界、かなり人件費負担が重いので、何とか緩まりませんかという方向を現場としては、多分感じてらっしゃると思うんです。それをただやっていくと、結局、若い人たちが、ほかの労働時間管理がきちんとされている業界に行ったほうが楽だと、また戻ってしまうリスクも十分あると思うんです。

その方向が、公教育の小中学校の先生たちで、公務員の皆さんは知ってらっしゃるかもしれませんが、特に教員に関しては、時間外の割増し賃金を払わなくていいという特例法がありまして、払わなくていいですけど、それをやっていることで、結局、現場の負担がすごく過大になり始めたときに歯止めが利かなくなって、どんどん負担がかかって、若い人が来なくなって、すぐ辞めることで崩壊して行って、今でも全然、この傾向戻せてないと思うんです。

だから、そのところはコストに転嫁するというか、やっぱり人を使うのが高くかかる時代になったので、これだけ労務費も払ってますから、建築費を全体としてちゃんと出してください、出してくださいと事業者側に言っていく材料として、業界全体として、あるいは産業全体としては捉えていくべき話なのかなと感じています。

以上です。

○田中会長 そういう意見です。確かに、そのとおりだとは思いますが。人をただで使っちゃいけない

いし、賃金上がれば、それなりに魅力のある業種にはなり得ることはなり得ります。そういうことで、特に国・県発注の公共事業なんかは。

僕、ちょっとあれだったのは、労働時間を含めたり、賃金を含めて、労働時間の場合は、発注事業があつて、受注して成功するわけだけど、スケジュールは入れる余裕ありますか。余裕がなきゃ、時間外もやらなきゃいけないし、間に合わせるために。検査を受けますから。

あともう一つは賃金だけど、だんだん、初めの間って上がってきてるグラフだったんですけど、他業種と比べて、ほかの産業と比べて。上見りゃ切りがないですけど、物事って。

まず、どうですかね、発注工事は余裕というか、スケジュールは大丈夫ですか、今のところ。入札で取るわけですけど。

○石井委員 工期のことですか。

○田中会長 工期、工期。

○石井委員 今のところ問題ないと思います。ただ、建物によって難しいものとか易しいものがあるので、難しい場合にはそれなりに人をかけるとか、ICTを、機械を使うことで、なるべくその工期内に収まることを考えて、見積りを提出します。それで落札できればいいですけど。

○田中会長 それはそうですよね。応札するときに、工期なんかも調べて、それに従事する社員のあれも考えてやりますもんね。

○石井委員 はい。

○田中会長 じゃあ、工期は大体オーケー。

○石井委員 はい。

○田中会長 賃金どうですか、受注の予算。

○石井委員 賃金には、国とか県とか、いろいろ指導がありまして、上げてるんですけど、資材の高騰によって、その上げた分が全然生きてこない。

○田中会長 生きてこない。

○石井委員 資材の高騰とか普通の物価の高騰があつて、賃金を何%上げても、それ以上に物価高とか資材の高騰があるので、なかなか厳しい状態が続いています。

多分、仕事を発注される、いろいろ計画を立てるときに、1年か、そのぐらい前のあれでやっているといるんです。ですから、実際に僕たちが応札する時点ではタイムラグみたいなのができていて、その金額ほど差がなかなか。ですから、そういう場合には、ちゃんとこういうふうにしてくれ、ああいうふうにしてくれとお願いしています。大きい場合には設計変更とか、そういうのがあるんです。

物価が上がったものについてはスライド条項で認めてもらうんですけど、それは受注者側も1%泣かないとならないというシステムになっているものですから、その1%はやめてもらいたいというのが受注者側の考え方であって。そうすると、下がった場合にはどうするんだという話が出て。ですから、それが発注者と受注者側との問題がいつも生ずるんです。

○田中会長 ありがとうございます、率直な意見。

どうぞ、市川委員。

○市川委員 ちょうど、昨日のインターネットといいますか、業界のやつで建通新聞ってあるんですけどね、2月6日の情報ですけど、ちょっと読みますと、今言われた質問で、「国土交通省と財務省、総務省による調査で、主要資材の供給量減少、価格高騰リスクに関する受発注者間の情報共有について、特に取組なしと回答した市区町村は1,197団体あり、全体の69.6%を占めることが分かった」ということで。

静岡県は、私の住んでいる静岡市は優秀ですから、即やってくれておると信じておるんですけど、特に取組なしなどに、国の機関が6つ、特殊法人が41、都道府県が7団体、政令市が7団体、市区町村1,197の65.3%が価格転嫁とか、先ほど言った工期も含めると思うんですけど、特段、取組をしてないよというので、3分の1しか国が言ってるやつに、積極的にやっていないデータが出たので、ちょっとショックだったんです。回答です。

○田中会長 どうぞ。

○大脇委員 タイミングを大分逸してしまったんですが。少し前に担い手の話があったところに対して質問しようと思ったんですけど。資料のプランの並び方の順番を改正することで、少し話が見えてくるのかな、理解がしやすくなるのかなと思ったんですね。担い手といっても、いろんな主体がという話があったことに関連してのコメントですが。

今、作られてる資料を見ましても、スライド38ページから始まるところですけど、例えばこれは技能者の考える焦点かな、これはマネジメント層が焦点になっているような話かなとか、ばらばらばらっと順番が入り乱れているように私の目に見えてしまって。

これは提案ですけど、例えば、まず環境を整える的な話と、あと技能者、技術者を問わず、そちらの人たちに向けてのパッケージのような話、それから、技術者に向けとか、技能者に向けとか、そうやって整理する形でグルーピングして、並べ直してみるとということ素人なりに考えてみた感じとして、スライド40ページにある、担い手確保、働き方改革のその方向性で多重下請からの脱却、これを一番最初に載せて、次の順番として38枚目のスライド、適正な賃金、安全衛生経費の行き渡り、ここら辺の2つが、ある意味、経営者層、マネジメント層に向けての施策の

話なのかなと見えたので、これをそういう順番に並べて。

次に3番目として、スライド42が、技能者、技術者問わず、こういった話が必要なのかなと思ったものですから、これを3枚目に持ってきて、その次に、今度、スライド39、労働環境の改善によるワーク・ライフ・バランスの実現、この話、これが技術者、技能者問わず、こういった話が必要だと思うものですから、これを4番目にして。その次に、どちらかという技能者寄りになってくるのかなという話に見える41枚目を5番目に持ってくる。そして、今度は、実際に入り口で広く入ってきてもらうようにということを意識しての取組として、スライド43が6番目、続いてスライド44が最後の7番目。例えば、そういう順番に並べ直すと、ある程度、どの目線を意識した話か、少しまとまりも見えてくるので、中身は変えなくても、そうやって並び方を変えるだけでもちょっと見やすくなるというか、伝わりやすくなるのではないかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

○**田中会長** まず、委員の意見でございました。内容は変わらないについても、順番によって、全体、技術者、技能者で、全体を喚起するようなもので占めるということ。

事務局として、今の意見に対して、どうでしょう。

○**事務局** スライド37を御覧いただいて、今、御意見のあった中身が、担い手の確保の中の働き方改革という項目と、担い手確保の中の人材の活用・育成という項目でまず分けた上で、その中で、それぞれ問題、我々のほうでより重要だと、今時点で重要だと、大事な問題になっているという順番で実は並んでる形になっています。

そうすると、今の大脇先生の御意見の中で、ちょっとつらいなと思った部分としては、働き方改革と人材の活用・育成の枠を越えて順番を変えていくのは、ちょっとつらいかなということは考えながら、お話を聞きました。

その上で、問題が大きいほうから並べてるので、もう一度、中身に関して、どんな並び方がいいのか、検討したいとは思いますが。全体としての枠組みを考えたときに、働き方改革と人材の活用・育成という区別を、そこを混じり合わせるのはちょっと難しいと考えてるところです。

○**大脇委員** その枠組みのくくり方自体を、正直、ラベルも変えちゃえというぐらいの発想で、切り口を変えて、対象ごとという発想での発言だったので。今の発言だと、ちょっと違う目線のところからの整理のされ方、より重要なものからだったようですので、考え方の違いだということを理解しましたので、最終的な御判断はお任せしたいと思います。

○**田中会長** ということでございます。また、今の大脇委員からの意見によっても、また、いろいろな考え方がそれぞれ深まるかと思しますので、貴重な意見だったかと。

白鳥委員、どうぞ。

○白鳥委員 意見というか感想になってしまうかもしれませんが、資料の42ページ、スライド20、女性なので一応発言しておこうと思ひまして。

「性別を問わず誰もが働きやすい建設業界とするため、女性の定着促進に向けた建設産業行動計画などに基づき、現場の労働環境の整備や仕事と家庭の両立のための制度の活用促進をはじめとする、働き続けられるための環境整備等の取組推進」で、ぜひ取組を推進していただきたいと思いますけど、仕事と家庭の両立をするのは、今の50代、60代の世代の場合は、家庭の中の役割分担で、男性が働いて、女性が家にいてが多かったかもしれないですけど、今の30代、40代、若い子たちは、仕事と家庭の両立は、女性の問題ではなくて男女ともにあることも御認識いただいた上で、取組の推進をしていただければなという感想でございます。

○田中会長 そのとおりでございます。以前は、男性は仕事だけで、女性は家庭で何とか。今は男女、建設業だけじゃなく、どんな職種によっても、そういう考え方になっていくわけですし、男性も育児に協力してねということが盛んに今は出てますし、そういう認識の下で今後も建設業界を考えていく必要がありますよね。

今の建設業ってどうですか。女性の割合は、男性と比べて何対幾つぐらいでしょう。簡単に見積もって、何対幾つですか。

僕、若い頃といたら30半ばぐらいですから、国から派遣されて、海外で1年間生活させてもらったんですけど、カリフォルニア大学バークレー校にいたんですけど、専門は土木ですから、工事をいろいろ見たりしたわけですけど、アメリカの場合、バスの運転手もそうですけど、1対1ぐらい、建設会社も。男性と女性、現場で、でっかいダンプ乗って重機を動かしたり、1対1です、見た感じで。

日本の、いろいろ武士があれだったけど、明治から始まって、ずっとその流れでね、どうしても建設業界、1対1というわけにいかないし、ほかの業界もそうだったです。だけど、殖産関係ですと、糸を紡ぐには、やっぱり女性の労働者としての割合は多かったと思います。

今だと何対幾つぐらいですかね、実際。

○藤山委員 藤山です。

今、女性の話が出まして、私どもは建設コンサルタンツ協会ですけど、実は商法で言うところの建設業ではないです、サービス業になってます。ですので、労基ははるかかなたというか、そんなはるかかなたでもないですけど、建設業の皆さんよりはるか前から労基法の改正を全部対応をして。私どもは現場といっても、機械を持っていくのが、測量機器はありますけど、例えば重

機を持って、何かやるという仕事はほとんどないものですから。例えば新しい能率のいい機械に替えれば生産性が向上して、現場作業も楽になるという取組をして、現場も非常に軽減、軽くなってきてます。業界全体がそうです。

ですから、今は測量をやるにしても、皆さん御承知のとおり、GPS、人工衛星を使った測量にはほぼ変わってます。昔みたいに赤白棒を持って、その辺、走り回ったり、巻尺引っ張ってる測量会社って、多分、皆さん見たことないと思います。それくらい測量、全部、機械化が進んだ。今で言うDX化ですか、どんどんそうなって変わってきてます。

そういった中で、女性技術者が、この頃、業界全体で増えてます。過去には、女性が建設コンサルタントというか、土木の設計だとか測量に来るなんてほぼ皆無。珍しいねって言われてたんですけど、この頃は、非常に女性が就職してる社が増えてます。というのは、いろいろ調べてみたら、例えば東北の震災、熊本があって、いろんなところで大震災が起こって、災害復旧に走り回ってる人たちがいる。私たちも、そういったところで社会貢献がしていきたいんだということで、建設コンサルタントだとか測量会社を目指している人は過去より非常に増えてます。

ですので、今、若い男の人、男、女って今では言っちゃいけないみたいですけど、男もそういう意味で、ある意味増えてきたんです。ただ、やっぱり少子化ですから、過去と比べて絶対数が減ってるので、総数としては減ってはきてますけど、いずれにしろ女性の比率は、過去と比べると全然上がってきてると思います。そのために、同業の業界会員の中も、今、くるみんとか、いろんな制度あります。女性活躍するために、産休だとか育休だとか、そういう制度をほぼほぼ業界の中で大体取り入れて、女性従業員の定着を図ることも今しております。

それと同時に、技術者不足、職人不足、担い手が不足するとお話に出るんですけど、かくいう土木を勉強した学生は、多分、あんまり増えてなくて、逆に減ってるほうじゃないかなと思うんです。ですので、今、業界の中では、一般の文系の大学の新卒を採用して、自分たちで仕事をやりながら覚えてもらって、一人前の技術者に育てていく社がだんだん増えていきます。逆に、土木の学生を狙おうと思っても、数は少ないし、行くところも多いですから、なかなか新規採用ができないこともあって、一般の文系の大学から採用して、自社で育てるのが非常に増えてきたかなと思ってます。

それと全く話が。さっき、下請の話が出ました。私どもの業界では、下請って、あんまり言葉が格好よくないので。上下関係が出てくるので、あんまりそういうのを使わないようにしようねと言いながら、じゃあ、どうするというときに、協力会社という名前はどうかということで、協力会社と言ってる社が非常に増えてます。イメージだけでも、ちょっと変わると思います。

ただ、下請会社といっても、先ほど、どなたかお話ありましたけど、新しい人を集めようと思って下請専門でやるというと、やっぱりみんな嫌がるんです。元請の会社に入りたいというイメージがあるんだけど、協力会社となれば、実際は同じですけど、呼称だけで大分違うんじゃないかな。ということであると思います。ちょっと話が上りました。

以上です。

○田中会長 藤山委員の今のお話は、僕、よく分かるんですよ。7年前まで大学の教員やって、就職委員長をずっと長くやってたので、業界とよく接してました。7年前のあたりからかな、特にコンサルタント、建設コンサル、あれもそうです、建設業、ゼネコンもそうでした。出身学科を問わないと。土木が、卒業生が減ってるので、入って中で育てることがありました。

もう一つの話となると、大成建設が初めて女子学生を採用するかどうか。うちの海洋土木工学科の女子学生が大成建設を志望したんです。そのときに、大成建設が初めて女性を採るので、社内で大分話し合っ、採ってくれました。それは、いろいろ現場の施設もあるんですけど、昔までは、これも建設業界の人は知ってますけど、女子は採らなかつたです。なぜって、山の神が怒る。そう、山の神が怒る。トンネル工事なんかは特に。女性は採用しないんだ、初めから。そんな歴史の中において、建設業界、男女関係なく採りなさいといったって、急に、今までのそんなので我が国の歴史がずっと、特に建設業は来たわけだから、なかなか雰囲気的なものとか、結構、急に頭を切り替えたりするのも大変かもしれませんけど。

やっぱり女性にとっても、大学もそうです。なぜ僕の大学が、潰れたっちゃいけないけど、学科割れかという、女子学生が海洋土木に来なかつたからです。よく静大の先生、親しいのがいました。静大は何を狙ってるかったら、男女同じぐらい学生が入るようにすればもつ。男子だけのとこの学科は潰れるよ、本当そうなっちゃいました。男女採らなきゃ駄目だということで、いろいろ経験しますのであれですけど。

今日は、皆さん、いろいろな面から意見を言ってもらって、大体見えてきたかと思いますが、いかがでしょうかね。

○坪川委員 1個だけ、いいですか。

スライド39の話ですけど、平準化の話で、債務負担行為を積極的に活用して、何とか平準化とおっしゃっているところがあるんです。これ、行政が発注する工事をならしていく話ですよ。年度末になると、どうしても工事が増えるところで。県でも今は80%台ぐらいでしたか。市町だと、その数字が落ちるところで。でも、これって民間ではどうしようもなく、公共セクターの中で頑張っていただくしかない話なんです。頑張る、活用するといったって、例えば手順的に

何か大変なのかとか、あるいは予算の全体の枠の中で何か決まっているものがあるので、なかなか特定の部署だけでやるのは難しいという話なのか、そのあたりの行政のシステム内部で、この債務負担行為の活用を円滑にできないような要因があるのであれば、そこを改善していくことは、結局、建設産業自体を下支えしていく効果がすごく出るところなので、まずは分析をして、事実を我々にも外部に出していただいて、施策に生かしていただくこともぜひ考えていただきたいという意見でございます。

以上です。

○田中会長 そのとおりだと思います。これは、本当に発注元が考えてやってくれれば、業界も助かると思いますので、よろしく検討のほどということで、特に建設業課で何か指導できるかとも思います。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

(「はい」の声あり)

○田中会長 それでは、静岡県建設産業ビジョン(案)について諮りたいんですけど、これを適当であると認めてって、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中会長 ありがとうございます。

異議なしと認めまして、案のとおり県に答申することといたします。

その後、皆さん、いろいろよく見守っててください。また、建設業界の委員の方々も本当に努力されるよう期待しておりますので、これからも建設業、災害復旧のこともあり、インフラもあり、自分がそういう学科だったからかもしれないですけど、本当に貴重な産業であります。AI、AIといって、AIではできないようなところがここでございますので、なくなる業種ではございません。設計とか絵を描いたり、線を書くならできるけど、実際、のり面工事したりなんてAIにはできませんので、非常に重要なところかと思えます。本当に御活躍していければと思います。

ということで、異議なしで答申したいと思えます。

また、今日、出た意見を、最終的には事務局で整理させていただければと思います。特に直すところはございませんけど、しっかりまとめていただければと思います。

以上で、本日予定された議事は終了します。委員の皆様、御熱心に御議論いただき、どうもありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○司会 閉会に当たりまして、交通基盤部長の高梨から御挨拶を申し上げます。

(部長挨拶)

○高梨部長 交通基盤部長の高梨でございます。途中から入場しましたものですから、冒頭の御審議を伺うことができませんでした。申し訳ありませんでした。

田中会長をはじめ、皆様には長時間にわたりまして、大変御熱心に御審議をいただきまして、ありがとうございました。

今日、いただきました御意見、御提案につきましては、今年度中に、建設産業ビジョンに反映をさせまして、策定、行動していきたいと思っております。

各会の代表でいらっしゃいます委員の皆様方、今後も建設産業の活性化に一層お力添えをいただきますようお願いを申し上げます、閉会に当たりまして、御挨拶に代える次第でございます。今日は誠にありがとうございました。

○司会 本日の審議会の議事録ですけど、第1回と同様に公開となります。議事録ができましたら、皆様にお送りして、確認をお願いいたします。

資料は机の上に置いといていただいても、お持ち帰りいただいても結構でございます。

以上をもちまして、令和7年度第2回静岡県建設業審議会を閉会いたします。ありがとうございました。